

海外派遣プログラム誓約書

東京農業大学 学長 殿

私は、東京農業大学グローバル連携センターが実施する海外派遣プログラム（以下、留学という。）に応募するにあたり、事前事後の指導を受講するとともに、保証人と連署の上、下記の事項を遵守することを誓約いたします。なお、誓約事項に反した場合は、東京農業大学派遣留学生の資格の取消や東京農業大学（以下、本学という）のサポートを受けられないことがあることを理解し、それについて異議を申し立てません。

- 留学にかかる経費を渡航前に準備する必要があるため、申請する留学に参加が可能なを、事前に保証人等の経済的負担者の了解を得たうえで出願すること。留学にかかる所定の費用（本学学費（諸会費のみ）、派遣先大学学費等）を定められた期日までに支払うこと。支払の遅延がある場合、留学終了後の単位認定、次学期の科目登録に支障が生じる場合があることを了承すること。
- 留学生候補者として選抜された後においては、本学が正当と認める理由以外での辞退・期間変更はできないことを十分理解すること。
- 留学の趣旨を十分理解し、本学を代表する学生として派遣先大学での学業に精励し、大学間交流推進に貢献すること。
- 留学に必要な諸手続き（派遣先大学に提出する各種書類の作成、パスポート及びビザの取得、本学の所属学部・研究科における留学及び復学手続き、単位認定手続き、留学に関わる費用の支払い等）については、事前に十分理解し、自らの責任において行うこと。
- 留学に係る出発から帰国までの期間、本学指定の海外旅行保険および危機管理支援サービスに必ず出発前に加入すること（クレジットカード付帯保険不可）。また、派遣先大学の指定する現地保険に加入することを求められた場合は、併せて加入すること。
- 留学に十分耐えうる健康状態であること。健康上の留意点がある場合は出願書類に記入するとともに、健康面において留学の参加に支障がないと医師に診断されていること。また、留学中に傷病その他の理由により健康状態に何等かの異変が生じた場合は速やかに本学グローバル連携センターに申し出ること。
- 留学に伴う派遣期間中は、滞在国または地域の法令（飲酒・喫煙等を含む）、派遣先大学の学則及び本学の諸規則を遵守するとともに、派遣先大学の指導教員・本学担当者の指示に従い滞在国の公序良俗にも反することのないように注意し、健康管理及び安全確保に努め、本学の学生として本人の自覚と責任をもって行動すること。また、日本で禁止されている薬物についても絶対に使用しないこと。
- 派遣先大学が所在する国（地域）の治安、疫病、災害等の状況によっては、本学は学生本人の安全を第一と考え派遣留学の中止・延期または帰国勧告を決定することがあるので、それらの事態が生じる可能性があることを理解するとともに、その場合は日本国外務省・在外公館の勧告・命令および本学の指示に速やかに応じる。また、これらの事態により発生するキャンセル料や帰国手配等に係る費用負担について、海外旅行保険で補償できない場合は学生本人または保証人の責任において対応すること。
- 留学に伴う派遣期間中の災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪が生じた場合、本学及び派遣先大学と連携をとりながら対応すること。
その際に生じた費用については、学生本人または保証人の責任において一切を処理し、本学に対し損害賠償その他の責任を追及しないこと。

- 派遣留学に必要な諸手続きや緊急時の対応のため、本学に届け出た学生本人及び保証人の個人情報について、本学、派遣先大学、保険会社、本学の指定する危機管理会社、関係省庁及び在外公館が利用することに同意すること。
- 留学中は原則第三国への渡航・一時帰国はできない。やむを得ない理由により派遣先大学・滞在先を離れる場合は、本学グローバル連携センターおよび派遣先大学の該当部署に事前に届け出て了解を得ること。
- 留学前、留学中、留学後は、所定の書類および報告書等を本学グローバル連携センターに提出し、留学中の連絡先（メール等）に変更があった場合は、速やかに同センターに届け出ること。また、渡航後は速やかに滞在国の日本大使館へ「在留届（3ヶ月以上）」または「旅レジ（3ヶ月未満）」を提出すること。
- 留学期間終了後は、必ず帰国し本学に復学すること。また、本学の了解なく、個人的な理由により滞在期間を延長しないこと。
- 留学期間中は、本学の許可なしに車（オートバイを含む）の運転を行わないこと。
- 留学について本学へ届け出た体験情報や留学中に撮影した写真等を利用し、留学関係の情報提供や各種イベント（派遣留学説明会、海外留学フェア、派遣留学帰国報告会等）や大学広報活動（ホームページ上の公開、体験談等に執筆の協力依頼を行うことがあることを了解すること。また、派遣留学制度の向上のため、後輩学生への情報提供について積極的に協力すること。
- 留学前または派遣留学中に、この誓約書に記載された事項に違反し、派遣留学生として不適格であると本学または派遣先大学が判断した場合には留学生資格が取り消されることがあること。留学生資格が取り消された場合に生じる身柄引き受け、帰国手配等に係る一切の費用は本人または保証人において負担し、本学または派遣先大学に負担させないこと。

年 月 日

学生氏名：（自署） 学籍番号：

所属学部・学科・専攻： 学年：

保証人は、上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

年 月 日

保証人氏名：（自署） 本人との続柄：

電話番号：（自宅）（携帯）

メールアドレス：